

第 36 号議案

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例の件
建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例
建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年 3 月条例第54号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分
を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定部分 法第20条第 1 項に規 定する特定用途（<u>共同住宅を除く。</u> 以下「特定用途」という。）のうち 駐車施設及び駐輪施設の用途以外 の用途に供する部分（観覧場にあ っては、屋外観覧席の部分を含</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定部分 法第20条第 1 項に規 定する特定用途（以下「特定用途」 という。）のうち駐車施設及び駐輪 施設の用途以外の用途に供する部 分（観覧場にあつては、屋外観覧席 の部分を含む。）をいう。</p>

む。)をいう。

(3)～(9) [略]

(3)～(9) [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。